

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」について

特殊災害室

1 趣旨及び目的

石油コンビナートで発生する事故は、危険物又は有毒ガスの漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあることから、石油コンビナート特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の設置が義務づけられています。

特定事業所の防災体制の確立には、この自衛防災組織等が極めて重要な役割を担っていることから、消防庁では、自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制を充実強化することを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を平成26年度から実施しています。

2 コンテストの概要

(1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。

(2) 出場資格

全国の特定事業所に設置されている自衛防災組織等のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象にしており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。

(3) 予選

5月27日付けで出場組織を募集したところ32消防本部を通じて38組織の応募がありました。予選では、管轄消防本部から送付された競技映像を消防庁が審査した結果、本選出場の20組織を選抜し、9月2日付けで公表しました。

(4) 本選（現地審査）

本選では、消防庁職員が事業所へ出向き、審査を行います。

今年度は10月2日から11月1日にかけて本選を実施し、現地審査及び提出された競技映像とともに最終審査を行いました。



コンテスト競技中の風景

3 受賞組織の決定

現地審査結果を踏まえ、11月18日に消防庁長官を委員長とする審査・表彰委員会を開催し、最優秀賞（総務大臣表彰）1組織、優秀賞（総務大臣表彰）4組織、奨励賞（消防庁長官表彰）15組織を決定しました。（表1）※最後に挿入

4 総務大臣賞表彰式及び意見交換会

(1) 総務大臣賞表彰式

令和元年12月13日（金）に、東海大学校友会館（東京都千代田区霞が関3-2-5）において、総務大臣賞表彰式を開催し、林崎消防庁長官から総務大臣賞を受賞した5組織に表彰状と記念品を授与しました。



扇島地区共同防災協議会

総務大臣表彰受賞組織との記念撮影

(2) 意見交換会

表彰式終了後、同会場にて、最優秀賞及び優秀賞を受賞された5組織の代表者及び出場隊員と消防庁職員による意見交換会を開催しました。

意見交換会では、事業所代表者や競技実施者から、このコンテストにかけてきたそれぞれの想いが語られ、乗り越えてきた苦労や、この訓練を通じて得たもの、コンテストの将来等について、貴重な意見が交わされました。

5 コンテストの結果から

(1) 総務大臣賞受賞組織の競技映像について

最優秀賞及び優秀賞を受賞した5組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル（You Tube）で公開しています。指揮命令システムのしっかりとした組織的な活動や洗練された規律ある活動をご覧頂き、競技に向けた訓練だけでなく、様々な場面で活用して頂きたいと思っております。

☆消防庁動画チャンネル（You Tube）

<https://www.youtube.com/channel/UCdjKaS60W5FQ5ckSj1vrGmw/featured>

(2) 「優れた行動・現場に即した活動」や「減点が多く見られた項目」について

コンテストの枠を超えて、実災害においても模範となる活動・行動を紹介するとともに、現場活動の基本である「安全管理」「指揮系統」の観点から減点として多く取り扱った事例についてまとめましたので、自衛防災組織等の技能向上に活用して頂きたいと思っております。（表2、3）※最後に挿入

6 コンテストを終えて

今年5月から始まった令和元年度のコンテストは、この総務大臣賞表彰式をもって幕引きとなりました。

コンテストの審査を通じ、その競技レベルの高さに感銘を受けました。規律ある洗練された活動は、参加した全ての自衛消防組織等、防災要員が、限られた時間の中、猛暑にも関わらず長期に亘り厳しい訓練を実施してきた成果であると感じました。

競技に参加した防災要員一人ひとりが、安全で効率的な消火活動を探求し、確実な消防車両や機械器具の操作を習得し、防災技能の向上へ弛まぬ努力をしてきた証であると言えます。

本コンテストの趣旨は、自衛防災組織同士が切磋琢磨することによる防災体制の充実強化にあり、予選も含め出場した全ての組織において、知識、技術及び団結力が強化され、自衛防災力が飛躍的に向上したものと思いません。

今後も訓練に励み、強化された自衛防災組織力を維持し、万一の災害時には強靱なコンビナート防災体制の軸として活躍されることを期待しています。

最後に、コンテスト開催にご協力頂いた特定事業所、都道府県及び消防本部に感謝申し上げます。次年度以降も、より多くの組織にご参加頂けるよう取り組んで参ります。

☆コンテストに関する情報（総務省消防庁のホームページ）
<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>

問合わせ先

消防庁予防課特殊災害室
 TEL: 03-5253-7528

表 1

受賞組織及び所在地

最優秀賞（1 組織）	
受賞組織名	所在地
扇島地区共同防災協議会	神奈川県川崎市

優秀賞（4 組織）	
受賞組織名	所在地
秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	秋田県秋田市
出光興産株式会社千葉事業所 出光プラントック千葉 自衛防災組織	千葉県市原市
新潟西港地区共同防災協議会	新潟県新潟市
関西国際空港航空機給油施設 自衛防災組織	大阪府泉佐野市

奨励賞（15 組織）	
受賞組織名	所在地
鹿島東部コンビナート共同防災組織 共同鹿石隊	茨城県神栖市
千種地区共同防災協議会三井化学隊	千葉県市原市
JXTG エネルギー株式会社根岸製油所自衛防災組織	神奈川県横浜市
新潟東港西地区共同防災協議会	新潟県新潟市
富山地区共同防災協議会	富山県富山市
福井国家石油備蓄基地 自衛防災組織	福井県福井市
大阪北港地区共同防災組合	大阪府大阪市
三井化学株式会社 大阪工場 自衛防災組織	大阪府高石市
水島コンビナート地区共同防災組織 JX-B 隊	岡山県倉敷市
出光共同防災組織	山口県周南市
東ソー株式会社 南陽事業所 自衛防災組織	山口県周南市
三井化学株式会社岩国大竹工場自衛防災組織	山口県玖珂郡和木町
西部石油(株)山口製油所 自衛防災組織	山口県山陽小野田市
コスモ石油株式会社 坂出物流基地 コスモ坂出 自衛防災隊	香川県坂出市
JX 喜入石油基地喜入基地自衛防災組織	鹿児島県鹿児島市

優れた行動・現場に即した活動

優れた点	行動概要
中隊長の判断	延長したホースがアウトリガーに引っかかっており、水を通すと危険な状況であった。その際に、中隊長が危険な状態に気づき、咄嗟に小隊長に指示し、ホースラインを修正させた。
コメント	ホースラインの修正に時間を要したが、競技でありながら現場活動のように安全を最優先とし活動しており、中隊長の咄嗟の判断が素晴らしかった。

優れた点	行動概要
他隊員の確認	機関員の確認が不十分であり中継口が閉まっていたが、安全管理を行っていた他隊員が中継口が閉まっていることに気づき開放を行った。
コメント	他隊員が広い視野を持ち、安全管理を行い、機関員の不備に気付いたのが素晴らしかった。

現場に即した活動	行動概要
活動方針の徹底	現場指揮本部を設置し、実際の災害活動のように隊員間の活動を確認していた。
コメント	車両から指揮テーブル等を搬送し、火点の位置、水利、隊員の活動内容等を確認しており、より現場に即した活動を行っていた。

現場に即した活動	行動概要
各種資機材の活用	ガス検知・有効な泡放射のため火点までの距離測定・拡声器や携帯無線の活用・警戒区域の設定
コメント	各種資機材を活用し、それぞれの組織ごとに、より現場に即した活動を行っていた。

減点が多く見られた項目

行動審査項目	減点行為	該当項目
操作確認不備 「指差・呼称」	すべての操作、安全確認時に「指差・呼称」を実施していない	競技要領 4 (1)ク
コメント	「指差・呼称」はヒューマンエラーを防止するだけでなく、隊員等が現在どのような行動をしているかを他の隊員等に知らせ、情報を共有し、連携を強化する効果があります。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
隊長下命不備・隊員等報告不備	隊長からの下命及び報告の不備	競技要領 4 (1)ウ、オ
コメント	各隊員は、自隊の隊長から下命を受け行動すること。また、受命者の報告は、下命者が履行状況を確認するだけでなく、下命者の次なる判断を的確なものにするためにも非常に重要です。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
前方・後方車両取扱い不適	使用資器材収納部のシャッターや車両の扉等が開けっ放し	競技要領 4 (1)ア
コメント	シャッターや扉などを開けっ放しにすることで、不意に中の資機材が落下したり、隊員が負傷する可能性が高くなるため、必要時以外には閉めておく必要があります。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
ホース取扱い不適	ホースの引きずり、蹴飛ばし	競技要領 4 (5)ウ
コメント	ホースの金具の引きずりや、延長したホースの踏みつけが見られ、器具の損傷の原因となります。	